



23企総第347号
平成23年11月30日

高山市特別職報酬等審議会会長 様

高山市長 國島 芳明



高山市特別職の報酬等について（諮問）

高山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の理由により、平成24年4月以降の市議会議員の報酬の額及び常勤の特別職（市長及び副市長）の給料の額の改定について諮問いたしますので、ご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

記

【諮問理由】

- ・ 合併特例終了に伴い市議会議員の選挙区が全市1区となったこと
- ・ 平成23年5月に議員定数が36名から24名に減員したこと
- ・ 平成22年10月に副市長の定数が2名から1名に減員したこと
- ・ 人事院より国家公務員俸給表が減額となる給与の勧告が出されたこと